

別紙

「使用者登録制度によるシンボル使用にあたり特に指導・管理をお願いしたい事項等」

1. 窓口担当者は、マーク使用にあたり、2種類のマーク（マーク上段に「ちきゅうにやさしい」を添えないタイプ、又は添えるタイプ）のいずれかを選択し、かつ以下の(1)～(3)（ただし(3)は任意）に規定する文言をマーク近傍に添えて表示するよう指導・管理してください。
 - (1) マーク使用者名（政府機関名、または地方自治体名）
 - (2) 下記の文言のいずれか、もしくは環境保全に関する普及啓発や環境保全活動等であることを示す内容のもので「エコマーク」を含む文言。
「環境保全に関する普及啓発のシンボルとして、エコマークを使用しています」
「環境保全活動を推進するシンボルとして、エコマークを使用しています」
「エコマーク商品などの環境配慮製品の調達、購入を推進しています」
 - (3) 以下の①または②に該当する場合は、任意で各々の文言を表示することもできます。
 - ① マークを使用する対象物がエコマーク認定商品の場合に追記できる文言例
「この〇〇〇はエコマーク認定商品です。認定番号第〇〇〇〇〇〇〇〇号」
 - ② マークを使用する対象物の一部にエコマーク認定商品を使用している場合に追記できる文言例
「この〇〇〇にはエコマーク認定の〇〇〇（素材名などを挿入。例：印刷用紙、印刷インキ、生地など）を使用しています。」
2. 窓口担当者は、マーク使用にあたりシンボル使用規定に反し、以下の(1)誤使用または(2)不適正なマーク使用を行わないよう指導・管理してください。
 - (1)誤使用の例
 - ・ マーク近傍に所定の文章表現を表示していないか、又は誤った文章表現を表示した場合。
 - (2)不適正な使用例
 - ・ 有償の印刷物にマークを使用した場合。
 - ・ 無償の場合でも「環境保全」に関連しない印刷物にマークを使用した場合。
 - ・ 使用期間外（承認日前または期間満了後）にマークを使用した場合。など

【マーク使用に関するお問合せ先】

エコマーク事務局 普及・国際協力課

所在地：〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9階

TEL：03-5643-6255 / FAX：03-5643-6257

メールアドレス：kouhou@ecomark.jp

ホームページアドレス：<http://www.ecomark.jp>

以上